

東員町議会基本条例（案）に対する意見募集の結果について

■意見の募集期間：平成30年10月5日（金）～10月31日（水）

■意見提出者数：1名

■意見数：8項目

■提出方法：議会事務局へ直接提出

■意見の内容と町議会の考え方：以下のとおり

No.	条、見出し	意見の概要	意見に対する町議会の考え方
1	第8条 議会報告会等	議会報告会の実施回数「年1回は」とあるのを、「年2回以上は」に変更すべき。	「年1回は」と規定しているように、年1回以上（複数）の実施を可能としています。今後、検証により改正が必要と判断した時は、所要の改正を行います。
2	第15条 議会図書室	議会図書室の利用を町民も可能とするべき。	町民の皆様にも活用いただけるよう、議会図書室の充実に努めます。
3	第17条 議員の定数	適正な議員定数を定めるため、不断の見直しを図る旨を規定すべき。	「不断の見直しを図る」ことについては、本条例第21条で規定するように議員定数を定める条例を含む議会関係例規を継続的に見直すこととしており、個別に規定することは考えていません。

No.	条、見出し	意見の概要	意見に対する町議会の考え方
4	第21条 検証及び見直し手続	この条例に即した議会運営がなされているかの検証について、検証結果を町ホームページ等で公開するべき。	検証結果を町ホームページ等で公開するよう努めます。
5		「議会の慣例・申し合わせ事項」は、現在非公開となっている。よって、この記述は削除するべき。	本条例制定に合わせ、「議会の慣例・申し合わせ事項」は廃止する予定です。従い、以下のとおりこの記述は削除いたします。 【条例案修正】→（見え消し部分を削除します） 第21条（略） 2 （略） 3 前項に規定するもののほか、議会に係る例規及び議会の慣例・申し合わせ事項についても継続的に見直しを行うものとする。
6	条例案に規定されていない事項	議長の任期を慣例で1年としているが、法定の4年とするべき。	任期の見直しについては、次期改選（町議会議員選挙）に向け、協議しています。
7		議会の活性化等を図るため、議会を通年開催とするべき。	先行事例を調査するなど、メリット、デメリット等を検討しています。
8		議会基本条例制定に向け、パブリックコメントだけでなく、町民への説明会を実施するべき。	本条例第8条に規定する議会報告会等を利用し、町民の皆様へ説明して行きたいと考えています。その上で条例改正が必要と判断した時は、所要の改正を行います。

貴重なご意見ありがとうございました。

平成30年11月27日

三重県東員町議会

電話0594-86-2813